

第4期特定健康診査・ 特定保健指導実施計画

日産化学健康保険組合

最終更新日：令和6年4月

【背景・現状】

①背景

高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占める糖尿病、虚血性心疾患、脳血管疾患、がん等の生活習慣病の割合が増加し、死亡原因の6割、国民医療費の約3分の1を占めるに至っています。

国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受診率が徐々に増加し、75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇しています。不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣が糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、通院や投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに虚血性心疾患や脳血管疾患の発症に至る、という経過をたどるということになります。

生活習慣の改善により、糖尿病等の生活習慣病を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持・向上をはかりながら、医療費の伸びの抑制も期待されます。まさに、生活習慣病対策は、我が国全体にとって、また、健保組合等医療保険者にとっても喫緊の課題となっています。

特定健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行なう検査です。特定保健指導と併せて、当健保組合の第3期データヘルス計画においても中核となる保健事業として位置付けています。

この第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画（第4期特定健診等実施計画）は、第1期計画（平成20～24年度）、第2期計画（平成25～29年度）、第3期（平成30～令和5年度）の経過・実績及び反省点を踏まえ、生活習慣病の発症予防・重症化予防に向けた（令和6～令和11年度）（6年間）の当健保組合の目標・基本的な取り組み内容を定めたものです。

②現状

当健保組合は、化学工業・同類似業の単一健保です。

令和6年2月末時点で、総加入者数6,737人（うち被保険者数3,321人）が加入しています。

当健保組合の特徴を整理すると、

- ①母体事業主（日産化学：加入者の約7割）のほか、グループ会社が加入している
- ②中規模健保である
- ③日産化学本社は東京都中央区である
- ④日産化学ほか、グループ会社には全国（オフィス：中央区、札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡工場：袖ヶ浦、埼玉、富山、名古屋、小野田 研究所：船橋等）に拠点が存在する
- ⑤被保険者の平均年齢は40代前半であり、男性割合が多い（83%）
- ⑥加入者全体の前期高齢者の比率は1.57%である
- ⑦母体事業主が積極的に健康経営を推進している
- ⑧健保組合には医療職を採用していない

などが挙げられます。

第4期特定健診等実施計画の策定に当たっては、こうした当健保組合の特徴を踏まえた上で、効果的な対策を検討する必要があります。なお、今後の令和6～11年度の特定健康診査対象者数については、現時点の30歳代の人数が比較的少ないと想定していることから、特定健康診査対象者数（2,700人）、特定保健指導対象者数（490人）程度で推移することとしています。

令和4年度の特定健診受診者数は2,286人（受診率86.5%）、特定保健指導実施者は153人（実施率40.8%）であり、特定健診受診率は高く、特定保健指導実施率のさらなる向上が課題となっています。

【実施計画】

【実施率目標】

特定健康診査受診率			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	全体	受診者（人）	2,301	2,327	2,360	2,394	2,426	2,458
		対象者（人）	2,665	2,680	2,695	2,710	2,725	2,740
		受診率（%）	86.3%	86.8%	87.6%	88.3%	89.0%	89.7%
被保険者	被保険者	受診者（人）	1,819	1,843	1,867	1,892	1,916	1,940
		対象者（人）	1,875	1,900	1,925	1,950	1,975	2,000
		受診率（%）	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%
被扶養者	被扶養者	受診者（人）	482	484	493	502	510	518
		対象者（人）	790	780	770	760	750	740
		受診率（%）	61.0%	62.1%	64.0%	66.1%	68.0%	70.0%

特定保健指導実施率			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	全体	実施者（人）	195	210	226	242	258	275
		対象者（人）	486	488	491	493	496	499
		受診率（%）	40.1%	43.0%	46.0%	49.1%	52.0%	55.1%
動機付け支援	動機付け支援	実施者（人）	88	95	102	109	116	124
		対象者（人）	219	220	221	222	223	225
		受診率（%）	40.2%	43.2%	46.2%	49.1%	52.0%	55.1%
積極的支援	積極的支援	実施者（人）	107	115	124	133	142	151
		対象者（人）	267	268	270	271	273	274
		受診率（%）	40.1%	42.9%	45.9%	49.1%	52.0%	55.1%

①基本方針

当健保組合が定める情報セキュリティ基本方針、ならびに個人情報保護管理規定、システム等運用管理規程を遵守します。

なお、当健保組合の個人情報取扱責任者、ならびにデータ保護管理者は常務理事とします。

②保存方法

特定健康診査・特定保健指導の記録については、当健保組合の基幹業務システムに保存しています。同システムは、論理的にインターネット環境から遮断した環境下で運用されており、インターネットに接続する通信ネットワーク内のPCを使用した業務処理は、禁止しています。

③記録の取り扱い

特定健康診査・特定保健指導の記録の利用者は、当健保組合職員に限るとともに、業務により知り得た情報を外部に漏らしてはならないこととされています。

④外部委託

特定健康診査・特定保健指導を外部委託する場合は、

- ①法令、関連ガイドラインを遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと
- ②当健保組合の事業目的以外に利用しないこと
- ③当健保組合と直接の契約関係が伴わない再委託を行なわないこと
- ④記録利用の範囲・利用者等を契約書で明記するとともに、委託先について定期的に監査を行なうこととしています。

なお、現在、当健保組合においては、

特定健康診査・特定保健指導の処理・記録をユニバーサル・ビジネス・ソリューションズ（株）

特定健診事業については直接契約医療機関、（株）イーウェル（けんぽ共同健診）、日本予防医学協会

特定保健指導については富山県健康づくり財団、せんだい総合健診クリニック、ちば県民予防財団、関西労働保健協会、外部委託として支払基金の集合契約、（株）ニッセイコム、（株）エス・エム・エスと委託契約を締結しています。

⑤実施場所及び時期

・特定健康診査

一般被保険者については、事業主が実施する定期健康診査と併せて実施するほか、当健保組合が直接契約する医療機関等にて実施します。

被扶養者および任意継続被保険者については、当健保組合が直接契約する医療機関等で実施するほか、(株)イーウェルが実施する「けんぽ共同健診」と委託契約を締結し、同機関と契約する全国の健診機関から受診者が選択し、実施します。

・特定保健指導

特定保健指導については④外部委託先と委託契約を締結し、実施機関の指定する場所等で実施します。いずれも年間を通じて実施します。

⑥実施項目

・特定健康診査項目

- ① 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重及び腹囲の検査
- ④ BMIの測定
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 肝機能検査 GOT、GPT、 γ -GTP
- ⑦ 血中脂質検査 中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
- ⑧ 血糖検査 HbA1c
- ⑨ 尿検査 尿糖、尿蛋白

なお、医師が必要と認める者については、以下の詳細な健診を追加します。

- ① 心電図検査、② 眼底検査、③ 貧血検査、④ 血清クレアチニン検査

【特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する】

・特定保健指導

特定健康診査の結果により、以下の国の基準に基づき特定保健指導の対象者を選定（階層化）し、動機付け支援と積極的支援を実施します。

腹囲が、男性85cm以上女性90cm以上の者、若しくは腹囲は基準以下であるがBMIが25以上の者内、以下の各号に該当する者

- ① 血圧 収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧が85mmHg以上
- ② 中性脂肪 150mg/dl以上又はHDLコレステロールの量が40mg/dl未満
- ③ 血糖値 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はHbA1cが5.6%以上（NGSP値）

【特定健康診査等実施計画の公表・周知】

第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画については、当健保組合のホームページに掲載するほか、必要に応じて各事業所の健保担当者にその内容を説明することによって、被保険者及び被扶養者への周知等に関する事業所の協力を得ることとします。

また、被扶養者については、受診案内の際に、分かりやすいリーフレットを同封するなど、特定健康診査・特定保健指導の理解及び参加の促進をはかります。

【その他】

第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画については、第3期データヘルス計画のPDCAサイクルに併せて、毎年、国への実績報告（11月）をもとに実績評価ならびに効果測定を行い、理事会等に定期的に報告し、次年度に向けての改善事項等の検討を行ないます。

また、第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画については、第3期データヘルス計画と密接に関連することから、その目標達成に向けて、両計画が一体となった事業の展開・評価・改善のPDCAサイクルを確立することを行動の基本に置き、対応することとします。